

質問その 8 ; 従業員が立替払いした経費の領収書がペーパーレス。どうすれば？

答え ; それが「会社の経費」である以上、データで会社に保存して下さい。

従業員が経費の支払いをして、その支払先からデータで領収書を受け取る場合、それが会社としての行動として行われているのであれば「会社としての電子取引」とされます。

そういう場合の日付・支払先・金額といった領収書等データは会社が従業員から集め、取りまとめて保管・管理するようにするのが理想的です。

ただし、会社の業務フロー上は「紙ベースで処理する」ことが定着していて、会社の経費立替払いで発生した「ペーパーレス領収書・支払明細等」をすぐに従業員から集めるのは難しい場合もあり得ます。

よって、ある程度の期間は従業員のパソコンやスマホ等に保存しつつ、会社側は「日付・金額・取引先」といったキーワードから検索できる状態で、その従業員側でのペーパーレス領収書等の保存状況を電子帳簿保存法のルール通りに管理しておく必要があります。

なお、この場合でも電子帳簿保存法が求める通り、領収書等の内容訂正や削除を防ぐシステムやマニュアルに従って保存・管理する一方で、その従業員が自分の手元で保存している立替払い経費のペーパーレス領収書等については「税務署から言われたら提出できる」状態にしておく必要があります。

なぜなら、結果として税務調査の際に「従業員の手元保管」となっているデータ形式での領収書や支払明細が日付や金額などで検索できるようになっておらず、整った明瞭な状態ですぐには出てこないとなってしまうと、「会社としてデータを適切に保存していない」とみなされるので注意しましょう。

【参考 ; 国税庁 HP 「一問一答」 より、もともとの文章】

問 8 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当するとした場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。

【回答】

従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従業員から集約し、会社として取りまとめて保存し、管理することが望ましいですが、一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に保存しておきつつ、会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でその保存状況を管理しておくことも認められます。

なお、この場合においても、規則第 4 条第 1 項各号に掲げる措置を行うとともに、税務調査の際には、その従業員が保存する電磁的記録について、税務職員の求めに応じて提出する等の対応ができるような体制を整えておく必要があり、電子データを検索して表示するときは、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるように管理しておく必要があります（【問 23】参照）。

【解説】

法人税法上、会社業務として従業員が立替払いした場合には、原則、当該支払が会社の費用として計上されるべきものであることから、従業員が立替払いで領収書を電子データで受領した行為は、会社の行為として、会社と支払先との電子取引に該当すると考えることができます。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従業員から集約し、会社として保存し、管理する必要がありますが、会社の業務フロー上、打ち出された紙ベースでの業務処理が定着しており、直ちに電子データを集約する体制を構築することが困難な場合も存在することも想定され得ることから、一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等により、請求書データを格納する方法により保存することを認めることを明らかにしたものです。なお、この場合においても、当該電子データの真实性確保の要件等を満たす必要があることから、例えば、正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程に従って保存を行う等、規則第 4 条の規定に従って保存を行う必要があります。

また、このような場合であっても、本社の経理部等において一定の方法により規則性をもって検索することが可能な体制を構築することが求められるのは、税務調査の際には、税務職員の求めに応じて電磁的記録の提出を行う等の対応が求められることから、円滑に集約が行えるような状態として保存しておく必要があるためです。したがって、結果として、税務調査の際に保存データの検索を行うに当たって特段の措置が取られておらず、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができないような場合には、会社として、その電磁的記録を適正に保存していたものとは認められない点に注意してください。